

別表3 後遺障害等級別支払割合表

1. 後遺障害の定義

後遺障害とは、疾病または傷害が治癒したときに残存する器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な毀損状態をいいます。

※後遺障害には、不慮の事故を直接の原因とする非器質性精神障害（PTSD等）を含みます。

2. 後遺障害等級別支払割合表

等級については、下記の表によります。

等級	障害の状態	支払割合
第1級	別表1 2. 身体障害等級およびその内容 表中の第1級障害と同じです。	100%
第2級	別表1 2. 身体障害等級およびその内容 表中の第2級障害と同じです。	100%
第3級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	別表1 2. 身体障害等級およびその内容 表中の第3級障害と同じです。	100%
第4級	⑤ 両手の手指の全部を失ったもの	90%
	① 両眼の視力が0.06以下になったもの	80%
	② そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	③ 両耳の聴力を全く失ったもの	
	④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの	
⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの		
第5級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	70%
	①-2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	①-3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	② 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	③ 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	④ 1上肢の用を全廃したもの	
第6級	⑤ 1下肢の用を全廃したもの	60%
	⑥ 両足の足指の全部を失ったもの	
	① 両眼の視力が0.1以下になったもの	
	② そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	

等級	障害の状態	支払割合
第6級	③-2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの ⑤1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑥1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%
第7級	①1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ②両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ②-2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④削除 ⑤胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの ⑦1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫外貌に著しい醜状を残すもの ⑬両側のこう丸を失ったもの	50%
第8級	①1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの ②せき柱に運動障害を残すもの ③1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの ④1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧1上肢に偽関節を残すもの ⑨1下肢に偽関節を残すもの ⑩1足の足指の全部を失ったもの ⑪ひ臓又は一側のじん臓を失ったもの	45%

等級	障害の状態	支払割合
第9級	<ul style="list-style-type: none"> ①両眼の視力が0.6以下になったもの ②1眼の視力が0.06以下になったもの ③両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの ④両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの ⑥-2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑥-3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑦1耳の聴力を全く失ったもの ⑦-2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑦-3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑧1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの ⑨1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの ⑩1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑪1足の足指の全部の用を廃したもの ⑫生殖器に著しい障害を残すもの ⑬外貌に相当程度の醜状を残すもの 	30%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> ①1眼の視力が0.1以下になったもの ①-2 正面視で複視を残すもの ②そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの ③14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ③-2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ④1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑤削除 ⑥1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの ⑦1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑧1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの ⑨1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑩1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> ①両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ②両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 	15%

等級	障害の状態	支払割合
第11級	<ul style="list-style-type: none"> ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ③-2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ③-3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ せき柱に変形を残すもの ⑥ 1手の示指、中指又は環指を失ったもの ⑦ 削除 ⑧ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの ⑨ 胸腹部臓器に障害を残すもの 	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ④ 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑧-2 1手の小指を失ったもの ⑨ 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの ⑩ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑪ 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの ⑫ 局部にがん固な神経症状を残すもの ⑬ 外貌に醜状を残すもの ⑭ 削除 	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の視力が0.6以下になったもの ② 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの ②-2 正面視以外で複視を残すもの ③ 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの ③-2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ④ 1手の小指の用を廃したもの ⑤ 1手の母指の指骨の一部を失ったもの ⑥ 削除 ⑦ 削除 ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 	7%

等級	障害の状態	支払割合
第13級	⑩ 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	7%
第14級	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ②-2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ③ 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの ④ 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 削除 ⑥ 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの ⑨ 局部に神経症状を残すもの ⑩ 削除	4%

〔備考〕

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ矯正視力について測定します。
- (2) 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指関節若しくは近位指節間関節（母指にあたっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- (4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- (5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあたっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

※後遺障害の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じて行います。

※被共済者の身体の同一部位に加重された障害については、その障害の支払割合から既存の障害の支払割合を差引いた支払割合（以下「差額支払割合」と表記）で共済金を支払います。

※身体障害者手帳に記載されている障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号（身体障害者障害程度等級表）による認定）とは異なる場合があります。